

仕様書

- 1 件 名 保育所警備業務委託（機械警備）
- 2 履行場所 府中市立保育所 10 か所（別表及び定期点検一覧のとおり）
- 3 業務内容
本業務のうち、すでに機械警備システムが設置されている施設の業務については、当該機械警備システムを設置した警備事業者（当該警備事業者系列の警備事業者を含む。）へ再委託し、当該警備事業者の標準的な警備契約を適用する扱いを原則とするが、最適化等の提案を妨げるものではない。

- （１）実施時間 平 日 午後 7 時 1 5 分から翌日午前 7 時 0 0 分まで
但し、北保育所、中央保育所、住吉保育所は午後 8 時 1 5 分
から翌日午前 7 時 0 0 分まで
土曜日 午後 6 時 0 0 分から午前 7 時 0 0 分まで
日・祭日 午前 7 時 0 0 分から翌日午前 7 時 0 0 分まで

- （２）警備責任
前項の実施時間にかかわらず、基本的には警備機器がセットされた時点から解除された時点までとする。

- （３）業務目的
当該物件における火災・盗難を防止するとともに、不法・不良行為を排除し、財産の保全をはかり業務の円滑な運営に寄与することを目的とし、以下の業務を行うこととする。

警備装置

保育所施設で発生した異常事態をコントロールセンターへ自動的に通報する機能を有するものとする。

コントロールセンター

警備実施時間中、警備受信装置を間断なく監視するとともに、常にパトロールカーとの連絡を保持し、同時に状況に応じて警察・消防に通報するものとする。

異常事態発生時の処置

侵入・火災・ガス漏れ等の異常事態が発生した場合、速やかに事故発生施設へ急行し、異常事態の内容を確認するとともに事態の拡大防止にあたること。

警備装置の保守

当該物件に設置された警備装置の機能について適宜、保守点検を行うものとする。なお、点検により警備装置等の不良または劣化を確認した場合は速やかに是正すること。

買上機器に関しては別途有償対応とする。

成果品の提出

1 か月分のセット及び解除の時間をまとめて速やかに報告する。

別表

保育所名	所在地	電話番号
北	府中市新町 1・6 4・ 1	042-363-9715
東	府中市若松町 3・2 1・ 4	042-363-9716
西	府中市美好町 3・2 3・ 2	042-362-8301
中央	府中市晴見町 2・7 1・ 7	042-363-9713
北山	府中市北山町 3・2 7・ 9	042-575-5771
住吉	府中市住吉町 2・3 0・4 7	042-366-1426
本町	府中市本町 3・1 9・ 3	042-366-6886
三本木	府中市府中町 3・2 3・ 1	042-365-6210
美好	府中市美好町 2・ 4	042-366-5441
日吉	府中市是政 1・1 0・1 4	042-363-9510

レンタル機器については別紙 1「設置機器明細表」参照

本町保育所は、R 8 年 1 2 月に移転予定。

受注者は業務の実施に当たり、移転後の本町保育所の機器内容等について、竣工図書その他関係資料により事前に確認の上、実施すること。